



2026. 3. 13. №1466
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
<http://www.sogyoren.jf-net.ne.jp/>

1. 内浦漁協青壮年部が農林水産大臣賞を受賞！ — 全国青年・女性漁業者交流大会 —

3月5～6日にかけて第31回全国青年・女性漁業者交流大会が東京都のAP日本橋で開催され、全国から参加した青年・女性漁業者グループが日頃の研究や活動成果を発表しました。

大会には全国から30グループが参加し、5つの分科会（①資源管理・資源増殖 ②漁業経営改善 ③流通・消費拡大 ④地域活性化 ⑤多面的機能・環境保全）に分かれ、発表と討論、各部門講評、全体意見交換が行われました。

本県からは、昨年11月に行われた第31回静岡県青年・女性漁業者交流大会において県知事賞を受賞した、内浦漁協青壮年部の日吉勝也氏が、『思考型漁業体験で切り拓く水産業の未来 ～ 私たちの新たなる挑戦 ～』と題して発表を行い、厳正な審査の結果、農林水産大臣賞を受賞しました。

関係各位にお祝いを申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈り致します。

2. 県立漁業高等学園12名が卒業を迎える！

県立漁業高等学園では、令和7年4月に入学した第56期生12名が全課程を修了し、3月6日に学園で卒業式が行われました。

卒業後の進路は、遠洋マグロ延縄漁船2名、遠洋カツオ1本釣漁船4名、海外まき網漁船1名、沖合まき網漁船4名、沿岸定置網漁船1名となっています。

3. 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 — 神奈川県にて開催 —

一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会では、2月19日（木）TKPガーデンシティ PREMIUM 横浜駅新高島において、静岡県・東京都・千葉県・神奈川県の漁業関係者等約80名が出席し、（本県からは23名が参加）令和7年度の協議会を開催しました。

会議は当番県の神奈川県漁連 杉浦指導部長の挨拶に続き、資源研究センター 亘 生態系グループ長より、キンメダイ資源評価結果の報告、太平洋系群の資源管理について説明の後、協議に入り、各都県から資源管理の実践状況と自主管理の取組内容についての報告、続いて、底刺し網対策・まき網対策・各地区で深刻化しているイルカ・サメによる食害等について、活発な意見交換が行われました。なお、令和8年度協議会は静岡県での開催になります。

4. 県漁協青壮年部連合会 通常総会を開催 — 各業種別団体も総会を開催 —

県漁協青壮年部連合会（小林大介会長）は、1月26日に県水産会館5階大会議室において

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

第65回通常総会を開催しました。

総会では、小林会長挨拶の後、来賓の県水産・海洋局 伊藤 円水産振興課長並びに、本会五十風 純指導部長が祝辞を述べ、引き続き伊豆漁協下田支所青壮年部の鈴木俊和氏を議長に選任し、2025年度事業報告、2026年度事業計画、2026年度会費額、徴収時期、徴収方法について審議され、提出された議案は全て原案どおり可決承認されました。

また、任期満了に伴う役員を選任が行われ、会長には田子の浦漁協青壮年部の望月 敏氏が選任されました。

総会終了後に開催された2026年度県漁協青壮年部研修会では、内浦漁協青壮年部 日吉勝也氏が『思考型漁業体験で切り拓く水産業の未来 ～ 私たちの新たなる挑戦 ～』と題し講演を行い、引き続き、魚津漁協 濱住組合長、東海大学 李准教授が『海業の推進について ～ 海業の推進を図る際、漁業者はどう向き合っていくか ～』の講演を行いました。

また、県機船底曳網漁業組合が2月9日、県しらす船曳網漁業組合が2月12日、県棒受網鯖釣漁業組合と県旋網漁業者協会が2月20日、県桜えび漁業組合が2月25日、県超短波無線協会が2月27日にそれぞれ通常総会を開催し、提出された議案は全て原案どおり可決されました。

5. セーフティーネット構築事業（漁業用燃油・配合飼料）の加入申込みは3月末日まで

漁業者の経営安定対策の柱の一つである「漁業経営セーフティーネット構築事業」の令和8年度申込期限は2026年3月31日（火）までとなりますので、加入希望の方は最寄りの漁協までお申し出下さい。

この事業は、漁業用燃油や養殖用配合飼料価格の上昇に備えて平時から漁業者・養殖業者と国が資金を積立し、原油価格や配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、積立から漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担し、補填金が支払われる制度です。また、現在審査中の県漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金事業や、各種補助事業申請時の必須要件でもあることから、多くの漁業者の皆さんにご活用して頂けるようお願い致します。

ただし、対象となるのは漁業又は養殖業の用に供した分のみで、遊漁船業として使用した分や、暖房用に消費した分、車両に使用した分、監視船として使用した分等は補填対象となりませんので注意が必要です。

なお、既に加入者が機器等導入事業や漁船リース事業等に参加している場合、導入した機器の処分制限期間中やリース期間中はセーフティーネット構築事業に加入し続ける必要があります。処分制限期間中やリース期間中に解約した場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

本紙は、県内の漁業振興を目的に（公財）静岡県漁業振興基金の協力により発行する定期刊行物です。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう